



なんでもインフォ



無人航空機操縦者技能証明について

1. はじめに

ドローンは、測量、農薬散布など様々なシーンで活用され、今やなくてはならないものになっています。

その潮流の中で、国土交通省は 2022 年 12 月 5 日に、ドローンの操縦に関する国家資格である「無人航空機操縦者技能証明」制度を施行しました。

今回は、「無人航空機操縦者技能証明」について紹介したいと思います。

2. 無人航空機操縦者技能証明とは

「無人航空機操縦者技能証明」は、無人航空機を飛行させるのに必要な技能を有することを証明する資格制度です。

技能証明を取得し、機体認証（第一種、第二種）などの所定の手続きを行うことで、表 1 の「特定飛行（※1）」に該当する飛行について、第三者上空以外で飛行の許可・承認の一部免除や、第三者上空での飛行が許可・承認のもと認められます。

表 1：カテゴリとカテゴリ毎の飛行手続（※2 引用）

	規制なし	規制あり	
飛行形態	特定飛行（※1）に該当せず [カテゴリⅠ]	特定飛行（※1）に該当	
		立入管理区画上空飛行 （第三者上空以外） [カテゴリⅡ]	第三者上空飛行 [カテゴリⅢ]
飛行に必要な手続き等	手続き等不要で飛行可能	○機体認証（第二種）・技能証明（二等）の取得により原則飛行可能 （注）空港周辺、高度150m以上、イベント上空、危険物輸送、物件投下又は一定の重量以上の機体を飛行させる場合は「飛行毎の国の許可・承認」も追加が必要又は ○飛行毎の国の許可・承認の取得により飛行可能	○機体認証（第一種）・技能証明（一等）の取得かつ ○飛行毎の国の許可・承認の取得 全ての手続きがそろって飛行可能

技能証明は、図 2 に示したように、ドローン情報基盤システム (DIPS2.0) に申請したのち、無人航空機操縦者試験の可否によって、技能の有無を判定します。

資格は、一等と二等に区分され、特定の条件で「特定飛行（※1）」を認めるものになります。（図 1）

また、一部の条件については限定変更（図 1 限定変更）を行うことで認められます。

資格の区分	無人航空機の種類	無人航空機の飛行の方法
一等無人航空機操縦者 立入管理措置を講ずることなく行う特定飛行 [カテゴリⅢ飛行]	 マルチローター ヘリコプター 飛行機	 昼間飛行 夜間飛行
二等無人航空機操縦者 立入管理措置を講じた上で行う特定飛行 [カテゴリⅡ飛行]	いずれも最大離陸重量 25kg 未満 25kg 以上	 目視内飛行 目視外飛行

図 1：技能証明の資格区分、条件（※3 引用）

3. 無人航空機操縦者試験

無人航空機操縦者試験は、「16 歳以上」、かつ「航空法の規定により受験が停止されていない者」であれば誰でも受験可能で、指定試験期間による学科試験、実地試験、身体検査によって可否を判定します。

学科試験は、CBT 試験方式（全国のテストセンターでパソコンによって実施）で行います。

実地試験は、登録講習機関による講習を受講し終了審査で合格することで、試験が免除されます。

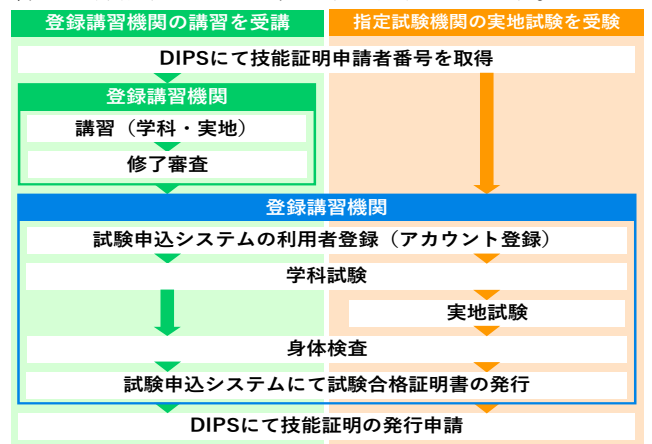


図 2：無人航空機操縦者試験全体の流れ（※2 引用）

以下に簡単ですが試験内容について示します。

(1) 学科試験

学科試験の区分毎の内容は表 2 のとおりです。

表 2：試験区分と時間・内容（※2 参考に作成）

試験区分	試験形式	問題数	試験時間
一等	三肢択一式	70問	75分
二等	三肢択一式	50問	30分

試験範囲は、一等二等の共通の範囲のほか、一等では「カテゴリⅢ飛行に関する事項」「リスク軽減策」「飛行性能や電波と通信に関わる基本的な計算（電卓機能の使用）」などの内容が追加されます。

(2) 実地試験（登録講習機関による終了審査で免除）

実地試験の内容は表 3 のとおりです。限定変更を行う場合は、追加の受験が必要となります。

表 3：実地試験の内容（※2 参考に作成）

試験内容	一等	二等
机上試験	立入管理措置無しの飛行計画の作成 5問	立入管理措置有りの飛行計画の作成 4問
口述試験	(飛行前点検)	
実技試験	高度変化を伴うスクエア飛行(GNSS, センサー-OFF)	スクエア飛行(GNSS, センサー-ON)
	ピルエットホバリング(GNSS, センサー-OFF)	8の字飛行(GNSS, センサー-ON)
	緊急着陸を伴う8の字飛行(GNSS, センサー-OFF)	異常事態における飛行(GNSS, センサー-OFF)
口述試験	(飛行後の点検と記録)	
口述試験	(事故、重大インシデントについての報告と対応)	

4. おわりに

無人航空機操縦者技能証明の有効期限は 3 年です。更新には、身体検査と無人航空機更新講習の修了が必要になるので、注意が必要です。

※1) なんでもインフォ 2023. 6 月号を参照：「飛行禁止エリアと飛行方法について」の、「◆飛行の許可が必要となる空域◆」及び「◆承認が必要となる飛行の方法◆」を航空法では「特定飛行」と定義しています。

※2) 無人航空機操縦者試験 HP (<https://ua-remote-pilot-exam.com>)

※3) 無人航空機レベル4飛行ボーカド (<https://www.mlit.go.jp/koku/level4/>)

(発行) 株式会社 昭和土木設計 (岩手県紫波郡矢巾町流通センター南4丁目1番23号 Tel 019-638-6834 Fax 019-638-6389)

弊社は道路・河川・橋梁等の計画・設計、BIM/CIM、i-Construction、GIS、ITソリューション等の業務を行っております。

「なんでもインフォ」のバックナンバーは <https://showacd.co.jp> をご覧ください。※:掲載画像等写真等の使用に当たっては著作権者の同意がありません。